平成２２年（フ）第１３１５号
東京都中野区東中野２丁目22―14―203
債務者　中森眞佐子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３１６号
東京都小金井市前原町３丁目18―２―202
債務者　二本柳美香（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３１７号
神奈川県横浜市中区新山下１丁目８―35―202
債務者　村越　智広
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３２０号
栃木県塩谷郡高根沢町宝石台２丁目１―４―L202
債務者　野澤　幸子（旧姓秋本）
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３２１号
群馬県太田市藪塚町1577―１―203、住民票上の住所新潟県新潟市西区坂井東２丁目４―13
債務者　大野　利成
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３２２号
神奈川県大和市福田３―11―８　トップ桜ヶ丘第３―305、住民票上の住所東京都渋谷区渋谷４丁目３―17―308
債務者　沢井　宏之
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３２５号
東京都中野区東中野５丁目４―14―101
債務者　長谷川武司
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３２７号
東京都大田区久が原１丁目28―16―201
債務者　佐藤　千明（旧姓鶴巻）
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３３２号
東京都八王子市松が谷59―２―202
債務者　岡田　紀子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３３３号
東京都稲城市百村139―１
債務者　上原　祥子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３３４号
東京都小平市学園東町１丁目14―７
債務者　小松　和子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３６３２号
横浜市都筑区東山田１丁目30番13号　カーサラディーチェ102号
債務者　田崎　光徳
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１号
横浜市港南区日野中央３丁目16番14―303号
債務者　三浦　靖樹
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０号
横浜市泉区中田北１丁目10番15―303号
債務者　萩原　允子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６号
横浜市港北区新吉田東７丁目15番14号　第５グリーンハイム202
債務者　湊　かずみ（旧姓川又）
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部